

BLUE SKY

TEL

八戸オフィス

(0178) 45-1655

青森オフィス

(017) 752-0860

会社法が改正されます！

施行日は来年4月1日予定

現在の会社法は、平成18年5月に施行されて以来、大きな改正のなされないまま現在に至っています。会社法が施行されて8年ほど経過しました。施行時は、有限会社法が廃法となったり、合同会社ができたり、取締役が一人でも、資本金が1円でも株式会社が設立出来たり、種類株を発行出来たり、ドラスティックに変化し、その流れに私自身右往左往していたことが思い出されます。

一般の企業人も会社法によろやく慣れてきた頃ですが、今回大きな改正が行われます。施行日は平成27年4月1日といわれています。「会社法また変わるの(T ^ T)」なんて思っている方もいるかもしれません。

今回の改正は大きく3つです。

- ①社外取締役などのガバナンスに関する改正
- ②M&Aに関する改正
- ③その他の改正

多くは上場企業を対象にした法改正となっていますので、日本の会社のほとんどが非上場会社ですから、関係のないように思われるかもしれませんが、その中でも多くの会社に影響のある改正や、中小企業でも十分利用価値のある法制度の設置もあります。

今回のニュースレターでは、会社法改正を先取りし、使える情報をお届け致します。

1) 株式等売渡請求制度の創設

今回の改正で大きな目玉ともいえるべきものが「株式等売渡請求制度」です。簡単にいえば、議決権の90%以上となる株式を保有すれば、残りの株主が保有する残りの株式全部を強制的に買い取ることができる制度です。この制度のスゴいところは**株主総会の決議が不要**であるところです。

八戸オフィス

に新しい司法書士が着任しました！

これまで八戸オフィスは司法書士久保と山本の2名体制でしたが、山本が本年3月31日をもって退職し新たに**中村真人（なかむらまひと）司法書士**が入職しました。平成25年度の合格者です。

新たな仲間が加わり、より一層皆様に良質の法的サービスを提供できるよう、司法書士・従業員一同日々精進して参ります。八戸オフィス・青森オフィス共に、これまでと変わらぬご愛顧よろしくお願い致します。

セミナー講師

承ります

- 社内職員向け研修
- 顧客向け研修
- 一般市民向け

八戸・青森に対応します。お気軽に問い合わせ下さい！！（詳しくはHPをご覧ください）

改正会社法

いつから適用されるのか・・・平成27年4月予定

何がどう変わるのか・・・①ガバナンスに関する改正

②M&Aに関する改正 ③その他の改正

その中でも注目の新制度

①株式等売渡制度の創設

②監査役責任範囲の登記

同じような効果を生む制度として、①全部取得条項付種類株式制度と②株式併合があります。株主総会の特別決議や財源規制などがあるため、機動的に企業再編をすることが難しい場面が多くありました。

この制度の概要は次の通りです。この制度は「**特別支配株主（対象となる会社の議決権の90%以上を保有している株主のこと）**」のみが利用できる手続きです。上場企業ではなく、中小企業（非公開会社）でも利用をすることができます。特別支配株主と少数株主との間での直接移転であるので、財源規制の網のかかる会社による自己株式の取得の問題とはなりません。なお、会社が保有する自己株式は対象になりません。

対象会社の手続きとしては**取締役会の決議で足り**ますので、スケジュールを短期間に設定することが可能となります。これにより、近年二ーズの高まっている

「**株式の集中**」に新たなツールが登場しました。

私がこの制度に注目する点は、90%の基準が「議決権ベース」という部分です。（これはあくまでも私見ですが）自己株式や無議決権付種類株式は含まないということであれば、一人の大株主を作り上げることで、この制度を利用することができます。（議決権を90%にする方法は色々な方法が考えられますが、どのような手法が限界点なるかはまだ分かりません）

また、これまで処理が大変であった「**所在不明株主の処理にも有効**」です。確かに会社法にも「所在不明株主の株式売却手続制度」がりましたが、5年間配当金を受け取らないという要件があり、最低でも5年間の時間を要しました。新制度を利用する場合は、家庭裁判所で選任される不在者財産管理人制度を併用することで、短期間に少数所在不明株主の株式を処理する

ことができるようになりますと考えます。

2) 監査役責任範囲の登記

現在監査役が選任されている場合には、監査役の氏名が登記されています。ただ、この監査役の仕事の範囲は会社によって異なります。**業務監査と会計監査の双方を行う場合と会計監査のみを行う場合**です。この違いは会社の定款を確認することで区別することができるのですが、登記簿上は選別することができません。そこで、改正法案では、**監査役**の**監査の範囲を会計に関するものに限定することを定款で定めている旨を登記しなければならない**こととなります。

施行時において既に定款に会計に限定する旨の規定がある会社は、施行時点において監査役が退任するまでの間は登記をしなくても過料にはなりません。改選時にはその登記が必要となります。また、定款にその旨を新設した場合には、その登記が必要となります。

その他、原則上場企業では社外取締役の選任が必要となるか、募集株式の手続きが一部改正されたり、仮装払込みによる募集株式の発行による取締役の責任など、様々な改正がありますが、きちんと勉強してクライアントの皆様の期待に応えられるように、わかば法務事務所一同精進致します。

会社法をもっと活用！！

会社法の便利な制度を使ってみませんか？

例えば、議事録作成・・・

会社法では株主総会の開催場所は自由ですから、株主が一人ならいつでもどこでも株主総会を開催することができるのですが、それでも、株主招集手続を始め、仮に手続違背があれば、株主総会決議無効の訴えを起こされる可能性も無きにしもあらずです。「でもみんなを集めるもの大変だし、多くの会社も同じようなことをしているし」と考えられる方もいるかもしれません。

会社法にはこの問題を解決する良い方法が用意されています。それは**書面決議**です。この手続を使えば株主総会を開催する必要はなく、そして、会社法で認められた正当な手続きですので、大手を振ってその決議の正当性を主張することができます。

一部上場会社の子会社などは、この手続を利用しています。臨時株主総会のみならず、計算書類の承認や任期満了に伴う役員改選の決議をする定時株主総会もこの手続を利用することができます。

1)株主総会の書面決議

会社法第319条（株主総会の決議省略）にこの手続が規定されています。会社の**定款に規定がなかったとしてもこの手続を利用することができます**。手続の流れは次の通りです。

①取締役会（取締役会非設置会社は取締役の決定）で提案事項の承認をします

②代表取締役が株主全員に対して提案書を発送します

③株主全員が同意し、同意書を返送してきます

④株主全員の同意が得られたとき（最後の同意書が到達したとき）にみなし決議成立です。

この書面決議は株主の数があまり多くない中小企業にとって使い勝手のよい制度の一つです。

2)取締役会の書面決議

以前は、取締役会は、現実の会議を開くことを要し、原則としていわゆる持ち回り方式による決議は認められていませんでした。しかし、これでは、企業の活動が広範囲に及び、また海外所在の取締役などもいるといった現在の状況下では、機動的な意思決定に支障が生じかねません。

そこで会社法第370条では、**定款で定めれば**、取締役が取締役会の決議の目的である事項につき提案をし、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすという、いわゆる書面決議の制度を設けることができるようになりました。

全ての会議をこの書面決議で済ませてしまうことはよいことだとは思いません。株主の方をお招きし、会社の状況をお話しすることや取締役同士膝を突き合わせて会社の歩む道を話し合うことは必要です。原則的な会議と書面決議を使い分け、効率的な会社運営をしていただきたいと思います。



ここ数年、いわゆる「減資」
 手続の依頼が増えています。
 会社法では、旧商法時代と
 は異なり、資本金の減少が
 マイナス面の手続ではない
 （会社法においては「**資本金**」
 は単なる会計上の枠に
すぎません）ということも
 あるかもしれませんが、ただ、
 いつもこの手続を利用する
 際に問い合わせがあるのが、
 「官報公告は絶対に必要な
 の？」という点です。答え
 は「**ぜーったい、必要で
 す!!!**」裏技とかありません。

会社法において、資本金の
 位置づけは、「会社を運営
 する場合、設立や新株発行
 によって出資した金額につ
 いては、当該出資以降、配
 当等をせずに確保しておき
 なさい!」というものです。

「資本金」は、誰のために

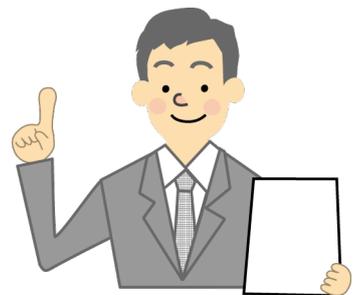
あるのでしょうか。それは
債権者のためです。資本金
 制度がない場合、そのお金
 を全て配当可能利益とされ
 してしまうと、会社から財
 産が株主に行き渡ってしま
 います。そうするとビジネス
 で失敗した場合、会社債

を見守ることができます。
**このように、資本金がある
 ことによって、安心を得ら
 れるのは会社債権者なので
 す。**したがって、減資の際
 に債権者にお伺いをたてる
 「官報公告」は絶対必要な
 のです。

よくある質問
**資本金減少の手続
 の際になぜ官報公
 告が必要なのか？**

者が引き当てにできる財産
 が少なくなります。資本金
 制度があれば、会社債権者
 は少しビジネスで失敗して
 も、会社債権者は少し会社

一方株主にとっては、（ケ
 ースにもよりますが）「資
 本金」が減ると、配当や自
 己株式の取得をしてもらえ
 る範囲（枠）が広がります
 ので、ある意味美味しい話
 なのです。



司法書士法人わかば法務事務所

Hachinohe-office

所長 司法書士 行政書士 久保隆明

司法書士

中村真人

八戸オフィス
 〒031-0031 八戸市大字番町23
 電話 0178-45-1655

八戸商工会議所様 ● 青森銀行様 八戸グランド
 ホテル様 ●
 ● 八戸オフィス
 カネイリ様 ●
 さくら野百貨店様 ● ● ダイワロイネット様

中心街番町
 に位置。三日
 町バス停か
 ら徒歩3分

Aomori-office

所長 司法書士 葛西祥子

2014.1.1 始動

青森オフィス
 〒030-0862 青森市古川一丁目17-9
 電話 017-752-0860

● 中三様 新町通り さくら野
 百貨店様 ●
 夜店通り
 青森オフィス ●
 ● 青森銀行様 ● みちのく銀行様 青森県庁

中心街夜店
 通りに位置
 さくら野か
 ら徒歩3分

編集者（=久保）のつぶやき

今回のニュースレターは会社法に的を絞って発行してみました。大きな会社には「法務部」というものがあり、司法書士や弁護士、税理士などの資格を有した方が職員として会社のコンプライアンスを守るために働いています。近年司法書士の合格者の中には、独立開業ではなく、会社勤務のためのキャリアアップとして司法書士の資格を取得する人もいと聞きます。在野として町の中に開業する司法書士は、法務部等を置くことが通常ない中小企業からお仕事をいただきます。その際、法律的な観点から適法かどうかのアドバイスを受けることが多々あります。司法書士は中小企業の法務部の一部にならなければならないと考えておりますので、その役割を果たせるよう、日々勉強し、様々な情報を提供していきたいと思っております。